

## 入札監理小委員会における審議結果報告（案） 「関東管内行政情報システム運営管理業務」

国土交通省の関東管内行政情報システム運営管理業務について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議した（6月23日、7月21日）ので、その結果を以下のとおり報告する。

### 1. 事業の概要

#### （1）事業の概要

##### ア 事業概要

関東管内行政情報システム（管理対象サーバ209台、PC約6,900台）の運営管理、セキュリティ管理を行うほか、関東地方整備局管内の各事務所および各出張所等（約200か所）におけるサーバ及びPC（約5,200台（内数））の管理・障害対応等を巡回サポート等により行うもの。

##### イ 事業期間

令和6年6月から令和10年8月31日まで（運用管理は令和6年9月1日から令和10年8月31日まで）【第1期目】

##### ウ 事業の目的

関東管内行政情報システムは、国土交通省関東地方整備局が行う河川・道路・港湾・空港・国営公園・官庁施設などの社会資本の整備や維持管理、自然災害発生時の対応等の業務を遂行するために必要な資料作成、情報共有等の機能を提供するものである。このため、本事業は、業務遂行を停滞なく進めるため、本システムの可用性、機密性、完全性を確保し続けることを目的としている。

#### （2）選定の経緯

本事業は、競争性の確保に課題（1者応札）があるとして、公共サービス改革基本方針（令和4年7月5日閣議決定）において市場化テスト対象に選定されたものであり、今期が第1期である。

### 2. 市場化テストの実施に際して行った取り組みについて（黄色マーキング）

#### （1）競争性の確保

##### ア 業務内容の公開

- ・従来の実施方法等において、経費、人員、各業務の対応件数などを公表するほか、詳細な資料についても閲覧可能とした（実施要項 28/100、別紙1 35～38/100、別紙2 39～42/100）。
- ・業務管理責任者、現場管理責任者、担当技術員・窓口担当員の要件を追加（仕様書第8条～第10条 50/100）
- ・再々委託についての規定を追加（仕様書第28条 56/100）
- ・時間外対応の対象業務の記載を見直し、必要な事項を追加（仕様書第42条 63/100）
- ・事業の背景、目的、期待する効果等を追加（仕様書第48条～第49条 66～67/100）

- ・巡回業務日報の記載内容を明示（仕様書第 60 条 8. 82/100）
- イ 公告期間の延長（実施要項 23/100）
  - ・従来の 80 日から 87 日へ延長する予定
- ウ 準備期間の延長（仕様書第 41 条 62/100）
  - ・従来は 76 日としていたが今回はこれを上回る期間を設定する予定
- エ 技術者の確保が困難という状況の改善
  - ・緊急時体制として技術者（常駐）のうち 1 名を当局から直線 20Km 以内という居住の要件を 60Km 以内に緩和（実施要項 22/100、仕様書第 43 条 64/100）
  - ・窓口担当員の体制について、電話問い合わせ対応を同時 3 台から 2 台に緩和した（実施要項 11/100、仕様書第 58 条 78/100）が、小委員会の審議結果を踏まえて、修正している（【論点 3】（3）を参照）。

## （2）質の維持向上

- ア 新たにユーザーサポート満足度調査を実施することとした。なお、小委員会に提出した実施要項案では、平均スコア 75 点以上を基準とし、アンケートの回収はアンケート作成ツールを活用し、その目標回収率は 90%としていた（実施要項 18/100）が、小委員会の審議結果を踏まえて、平均スコア、アンケート回収方法、目標回収率は修正している（【論点 5】（2）を参照）。
- イ セキュリティポリシーや個人情報管理に関する規定の説明および情報セキュリティ要件の遵守に関する規定を追加（仕様書第 29 条 56/100）
- ウ スマートフォン、カメラの使用禁止について追加（仕様書第 33 条 60/100）
- エ インシデント管理に関する記載を追加（仕様書第 63 条 83/100）
- オ セキュリティ遵守確認書の様式を追加（仕様書別紙 2 88/100）

※ なお、市場化テスト前から、公告期間や準備引継ぎ期間の漸次延長、業務責任者の資格要件の緩和（実務実績年数を 3 年以上から 1 年とした）、評価基準の変更（緊急時参集体制の配点を高くした）などの措置を実施している。

## 3. 実施要項（案）の審議結果について（赤色マーキング）

【論点 1】各種業務システム導入に係る技術支援は当該システム導入業者が実施すべき業務システム関連の業務について、次の（1）と（2）の業務を削除

- （1）システム導入支援（実施要項 4/100、仕様書第 55 条 71/100）
  - ・業務システム導入検討及び技術的な支援
  - ・業務システム改修作業支援
  - ・業務システム受入支援
- （2）セキュリティ管理業務（実施要項 12~13/100、仕様書第 59 条 80/100）
  - ・新たに導入するシステムに対するウィルス対策ソフト適用等技術支援
  - ・行政系以外のシステムについて、随時脆弱対策を行い、随時セキュリティリスクを洗い出し、監督職員に報告すること

【論点 2】コンサルタント的要素の排除

- （1）業務システム関連の業務について、次のアとイの業務を削除

- ア 行政情報システムの更新・改良に関する技術的支援（仕様書第 49 条 67/100、同 51 条 68/100）
- イ 最新技術導入支援とサーバ集約化支援（実施要項 3～4/100、仕様書第 54 条 70/100）
- (2) 巡回サポート業務について、次の業務を削除
  - ・各事務所及び出張所等が調達するサーバ更新・構築時に各事務所の電算担当者の判断に必要な情報の整理や対応策の提案など技術的支援を行うこと（実施要項 14/100、仕様書第 59 条 81/100）
- (3) システム管理業務について、次の業務を削除
  - ・証跡管理システムを利用した行政情報システム LAN 接続機器の資産管理についての技術支援（実施要項 10～11/100、仕様書第 57 条 78/100）
- (4) 運営管理業務について、次の内容を修正
  - ア 緊急時の時間外対応
    - 災害等の緊急時や大規模障害が発生した場合の対応について、「情報システム支援及びサーバ障害・更新時等には」を「情報システムの運用及びサーバ障害時等には」へ修正（仕様書第 42 条 63/100）
  - イ 行政情報システムの運営
    - ・「バージョンアップなどの運用管理計画の提案」を削除し、代わりに「バージョンアップ時期などがわかるよう資料を作成する」とした。（実施要項 3/100、仕様書第 54 条 69/100）
    - ・打ち合わせ・会議対応について、「対応方法案などの技術支援」を「指示された資料作成」へ修正（実施要項 3/100、仕様書第 54 条 69～70/100）
- (5) その他
  - ・コンサルタント業務と見做される可能性のある文言「対応案の提案」、「支援」、「技術支援」、「提案」について、精査の上、不適当なものを削除

### 【論点 3】常駐技術者数の削減

常駐と非常駐の別を明確にするため、以下の措置を実施

- (1) 「従来の実施状況に関する情報の開示」の「2 従来の実施に要した人員」において、常駐とされていない担当技術員については、常駐という記載を削除（実施要項 35/100）
- (2) 作業実施体制において、遠隔地対応などで現場管理責任者以外の技術者・担当者を常駐させないことができる旨明記（仕様書第 7 条 48/100）
- (3) サービスデスクの設置において、常駐人数を想定してしまうような文言「電話について、同時に 2 台の問い合わせに対応できる体制を確保する」を削除（実施要項 11/100 仕様書第 58 条 78/100）

### 【論点 4】巡回サポート業務の回数見直しと指定回数の削除

- (1) 巡回サポートの巡回回数について、従来の回数を合理化する方向で見直すとともに、仕様書において、事務所等ごとに定める指定回数を訪問する旨の記載を削除することによって、リモートでの対応等も考慮して、事業者の側で柔軟に対応

できることとした。(仕様書別紙4 90/100、同第47条 66/100)

- (2) 上記(1)により、確保されるべき対象業務の質において、巡回サポート業務については、仕様書に定める各事務所等への指定回数を訪問する旨の記載を削除(実施要項 18/100)

#### 【論点5】その他

- (1) 事業者による業務実施方法の自由度を認める措置

サービスデスク業務において、受け付けた内容の管理方法について、「統合管理システムに登録する」から「監督職員も確認できるよう管理する」へ修正(実施要項 11/100、仕様書第58条 78/100)

- (2) ユーザーサポート満足度調査

ア 目標回収率の削除

アンケート回収率は事業者に求めるものではないことから削除(実施要項 19/100 仕様書第47条 66/100)

イ アンケート結果の基準スコアの見直し

アンケート結果の基準スコアを75点から50点へ見直し(実施要項 18/100 仕様書第47条 66/100)

ウ アンケート回収方法の見直し

アンケート回収の方法に関する事業者側の自由度を上げるため、アンケート作成ツールの活用は任意とし、「アンケート回収方法はアンケート作成ツールを活用することでも可とする。」へ修正(実施要項 19/100 仕様書第47条 66/100)

- (3) 連絡手段の見直し(ファックスの削除)

各事務所等との連絡手段としてFAXを削除して、「電話、メール等」とした。(実施要項 14/100 仕様書第60条 82/100)

- (4) 対象の明確化

ア 時間外対応において、「常駐担当者が」を追記(仕様書第42条 63/100)

イ 行政情報システムの運営における資料確認について、「電算室内等で実施される作業の」を追記(実施要項 3/100 仕様書第54条 69/100)

#### 4. パブリックコメントへの対応について (緑色マーキング)

国土交通省において、令和5年7月28日から令和5年8月28日までの間パブリックコメントを実施したところ、2者から24件の意見が寄せられた。国土交通省において内容を検討した結果、応札者が業務内容をより理解しやすくなるように説明を補った(3項目:仕様書第43条 64/100、同第60条 81/100、及び実施要項 14/100)ほか、数字等の誤り(3項目:仕様書第47条 66/100、別紙4 90/100、及び別紙5 95/100)を修正した。